

令和 2 年 5 月 19 日
名古屋港埠頭株式会社

お客様・お取引先様 各位

社員の在宅勤務体制の変更のお知らせ

弊社では、現下の状況を鑑み、お客様・お取引先様並びに社員の安全・健康の確保を目的として、令和 2 年 4 月 20 日以降、出勤者 7 割削減の要請に対応する形で、社員の在宅勤務を従前よりも大幅に増やす体制とさせていただいております。

こうしたなか去る 5 月 14 日、国の緊急事態宣言の対象地域から愛知県は解除されましたが、愛知県においては、引き続き感染防止対策の実施が必要であるため、県独自の緊急事態宣言の期間とした 5 月末日まで、緊急事態措置が継続されることとなりました。

こうした状況を踏まえ弊社といたしましては、本日より、在宅勤務の人数を縮小(全社員の半数程度)しつつ、当分の間、社員の在宅勤務を継続することにいたしました。

お客様・お取引先様には、長きにわたり、ご不便・ご迷惑をおかけしておりますが、何卒、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

問い合わせ先

名古屋港埠頭株式会社 総務部 富永、平崎

TEL 052-398-1033 FAX 052-398-1081